

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

に関するお知らせ

問い合わせ

◆長寿医療制度について…

住民生活課 ☎ 0859-54-5210

◆保険料について…

税務課 ☎ 0859-54-5208

または

◆鳥取県後期高齢者医療広域連合

0858-32-1095 へ

長寿医療制度の見直し内容について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が本年4月からスタートしていますが、この制度の円滑な運営を図るため、政府・与党で本年6月に以下のような負担の軽減策などが取りまとめられましたので、その内容をお知らせします。

■低所得の方の保険料負担を軽くします

平成20年度において、次のとおりの見直しがされる予定となっています。

①均等割額が7割軽減されている世帯で8月まで年金から保険料を支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととします。なお、7割軽減世帯で納付書等により納めていただく方にも同等の軽減措置を行う予定です。

（該当の方の均等割額は、12,477円から6,000円となる予定です。）

②所得割額を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、算定された所得割額が44,950円までの方）については、一律50%軽減する予定です。

対象となる方には、8月以降に追加軽減後の保険料額をお知らせする予定にしています。

■保険料の支払方法の変更について

長寿医療制度の保険料を年金からお支払いいただいている方（10月から年金からお支払いいただく予定の方も含む）のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、税務課の窓口に応じ出されることにより、保険料を口座振替により支払うことが可能となります。

①国民健康保険の保険料（税）を確実に納付していた方（本人）が、口座振替により納付する場合

②年金収入が180万円未満の方が、世帯主または配偶者（連帯納付義務者）の口座から、振替によって納付する場合

【申し出に必要なもの】

- ・被保険者証
- ・金融機関で保険料の口座振替の手続きを行った「本人控え」

※申し出された後、速やかに年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、口座振替への変更となる時期は、申し出される時期により異なりますので、ご了承ください。（8月15日までに申し出された場合、10月から口座振替となります）